

「介護サービス情報の公表」制度について

1 制度化の背景等

平成13年12月 高齢社会対策大綱（閣議決定）

利用者が介護サービスを適切に選択し、良質なサービスを利用できるよう、情報通信等を活用した事業者の情報公開等を進めるとされた。

平成15年3月 規制改革推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

介護サービスの情報公開の徹底等により、介護サービス全般の質の向上に向けた提供体制の改善を図るとされた。

平成16年7月 「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）

利用者によるサービスの選択を実効あるものとする観点から、全ての介護サービス事業所を対象として、当該事業所が現に行っている事柄（事実）を第三者が客観的に調査・確認し、その結果の全てを定期的に開示する仕組みの導入とそのための開示情報の標準化の必要性が提言された。

平成17年6月 改正介護保険法公布（平成18年4月1日施行）

介護サービス事業者に介護サービス情報の公表が義務づけられた。

2 制度の趣旨

(1) 介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」のサービス提供現場における保証

(2) 利用者等が、介護サービス事業所を選択する際に、その判断に資する必要な情報の提供
「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービス事業所を選択する際の手段のひとつである。

(3) 介護サービス事業者が自らの責任において情報を公平・公正に提供し、利用者はその公表された情報を利用して自らの責任において主体的に選択できる仕組みづくり

事業所においては、自らの取り組みを公平・公正に公表できる環境の整備

利用者においては、自らの責任において、主体的に事業所を選ぶことができる見目を養う

(4) 介護サービス事業者において、利用者の支持（選択）を得るためのサービスの質による競争（従業者教育、自らのサービス評価等）が機能し、改善への取組みが促進されることによるサービスの質の向上

事業所は、サービス改善のための自主努力などを自ら公表し、より適切な事業者が利用者から選ばれることを通じて、介護サービスの質の向上が期待される。

(5) 公表情報の標準化並びに情報の公表ルールの確立



(第三者評価等と「介護サービス情報の公表」制度の違い)

第三者評価

事業者におけるサービスの質、運営内容、経営内容等の良否を専門的に判断・評価し、改善指導等を実施するもの。

指導・監査

行政が、介護保険サービスを提供する事業者としての法令等の遵守状況を確認し、必要に応じて指導又は行政処分を行うもの。

介護サービス情報の公表

事業者において、現に行われている事柄(事実)を確認調査し、調査結果をそのまま開示(公表)し、利用者が自らのニーズに応じて良質なサービス(事業者)を選択する際に、その判断のために必要な情報の提供を行うもの。

事業者のサービスの内容について指導・助言を行うものではない。(事業者から報告された調査票に基づき、その事実の確認のみを行う。)

3 対象となる介護サービス、事業者、一体的サービス区分

(対象サービス)

居宅療養管理指導及び地域支援事業を除く、全ての介護サービスが対象となる。(介護保険法施行規則第140条の43第1項)

ただし、例外として、「みなし指定」については、そのみなし指定の日から起算して1年経過しない場合は、対象外とする。(介護保険法施行規則第140条の43第2項)

なお、平成21年4月1日以前に通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの「指定」を受けており、その後、施行規則一部改正(平成21年4月1日施行)により「みなし指定」となった場合は、上記述のただし書きについては適用しない。(介護保険法施行規則附則第2条)

(対象事業者)

公表計画の基準日(毎年度4月1日)前の1年間における介護報酬金額が100万円以下の介護サービス事業者は、報告、調査及び公表は任意となり、100万円を超える事業者については、報告(基本・調査情報)、調査及び公表が義務となる。(介護保険法施行規則第140条の45)

新規指定事業者は、報告(基本情報)及び公表が義務となる。

	既存事業者						新規事業者		
	報酬実績100万円以下			報酬実績100万円超			報告	調査	公表
	報告	調査	公表	報告	調査	公表			
基本情報	任意	/	任意	義務	/	義務	義務	/	義務
調査情報	任意	任意	任意	義務	義務	義務	任意	任意	任意

基本情報：職員体制、利用料金などの基本的な事実情報で、事業所が報告したことがそのまま公表される。

調査情報：介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、事業所が報告した情報について指定調査機関が時事確認の調査を行った後に公表される。

(一体的な報告・調査を行うサービス区分)

区分は次のとおりとなり、それぞれの区分のサービスのいずれかが100万円を超える場合は、その区分すべてのサービスが報告(基本・調査情報)、調査及び公表が義務となる。(介護保険法施行規則第140条の44第1項)

訪問介護 + 介護予防訪問介護 + 夜間対応型訪問介護

訪問入浴介護 + 介護予防訪問入浴介護

訪問看護 + 介護予防訪問看護 + 指定療養通所介護

訪問リハビリテーション + 介護予防訪問リハビリテーション

通所介護 + 認知症対応型通所介護 + 介護予防通所介護 + 介護予防認知症対応型通所介護 + 指定療養通所介護

通所リハビリテーション + 介護予防通所リハビリテーション + 指定療養通所介護

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型))

特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型))

特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅(外部サービス利用型))

福祉用具貸与 + 特定福祉用具販売 + 介護予防福祉用具販売 + 特定介護予防福祉用具販売

小規模多機能型居宅介護 + 介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護 + 介護予防認知症対応型共同生活介護

居宅介護支援

介護老人福祉施設 + 短期入所生活介護 + 介護予防短期入所生活介護 + 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人保健施設 + 短期入所療養介護(介護老人保健施設) + 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

介護療養型医療施設 + 短期入所療養介護（介護療養型医療施設） + 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

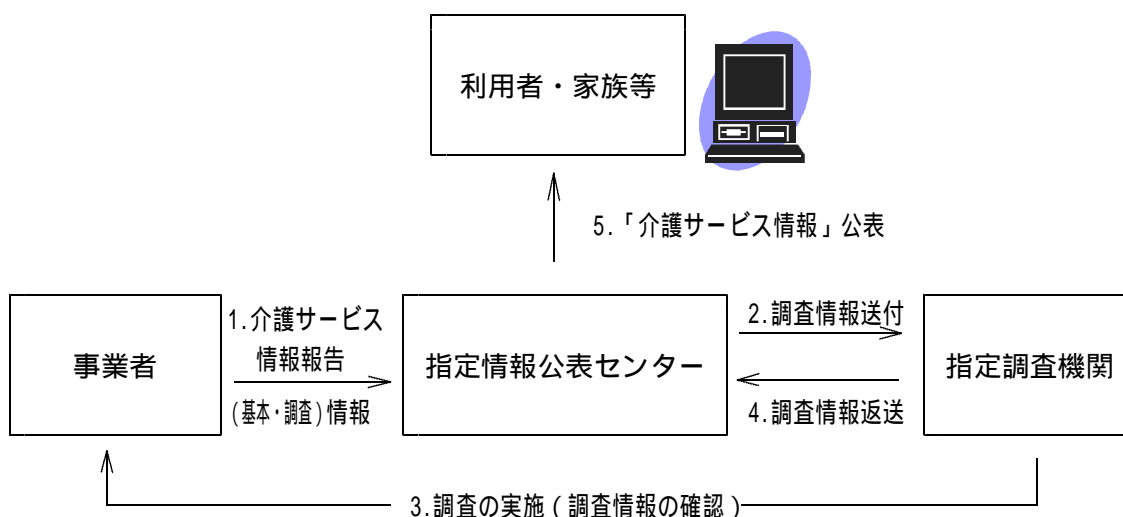
4 公表の頻度

1年度に1回 沖縄県「介護サービス情報の公表」に関する計画に基づき公表する。

5 介護サービス情報の公表の流れ

年度毎に策定した沖縄県「介護サービス情報の公表」に関する計画において、事業所ごとに報告・調査・公表の月及び担当調査機関を定めており、この計画に従い事務処理が進められる。

（介護サービス情報の公表の流れ）



6 指定情報公表センター及び指定調査機関

沖縄県においては、「介護サービス情報の公表」制度における情報公表事務及び調査事務を行う機関について次の法人を指定しており、「介護サービス情報の公表」に係る事務等については、この指定情報公表センター及び指定調査機関が行っている。

【指定情報公表センター】

「介護サービス情報の公表」制度における情報公表事務を行う機関として、次の法人を指定
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目373番1号

【指定調査機関】

「介護サービス情報の公表」制度における調査事務を行う機関として、次の法人を指定
特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
沖縄県那覇市西二丁目4番3号 クレスト西205号
株式会社 沖縄タイム・エージェント
沖縄県那覇市楚辺二丁目25番7号 セントラルハイム南西303号

7 手数料納付

介護サービス情報の公表は事業者の義務となっており、この制度に係る経費は利用者からの選択を受けることによる受益者となる事業者が負担することとなる。

沖縄県においても介護保険法第115条の36第3項に基づき、「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年条例第34号）」において、次のように定めている。

（沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号））

（指定調査機関が行う調査事務に係る手数料）

第7条 法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）が行う調査を受けようとする者は、第2条に規定する手数料のうち介護サービス情報調査手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。

（指定情報公表センターが行う情報公表事務に係る手数料）

第8条 法第115条の42第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）が行う情報公表事務に係る法第115条の35第1項の報告を行おうとする者は、第2条に規定する手数料のうち介護サービス情報公表手数料を当該指定情報公表センターに納めなければならない。

第2条には「別表に掲げる手数料を納めなければならない。」と規定しており、別表に定めている手数料額は次のとおり。

- ・介護サービス情報調査手数料 28,000円
- ・介護サービス情報公表手数料 11,000円

振込手数料は別途必要

手数料の未納付があった場合は、過料（納めるべき手数料額の5倍相当以下）が課される場合がある。厚生労働省は「公表にかかる経費は、平成18年4月に改定された介護報酬の算定に含まれており、事業者にとって負担にはならない。」としている。（平成18年4月の介護報酬改定における審議報告に本制度のことが明記されており、各サービスの基本的な報酬のなかに平均的に評価されている形となっているため。）

8 未報告、虚偽の報告を行った事業者に対する措置

介護保険法第115条の35第4項において、都道府県知事は、報告（基本・調査情報）を行わない事業者、虚偽の報告をした事業者に対し、その報告を行い、その報告の内容を是正するよう命ずることができることとあり、また、同条第6項において、都道府県知事は、同条第4項の命令に従わない事業者があった場合には、その指定若しくは許可の取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができることとされている。

(介護保険法(平成9年法律第123号))

第115条の35 1～3(略)

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 (略)

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 (略)



「介護サービス情報の公表」制度のポイント

利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援するものである。

(注意!事業所の評価・格付け・画一化を目的としたものではない。)

- ・ 事業所が現に行っている事柄(事実)を定期的に公表する。
- ・ 事実確認が必要となる情報(調査情報)について、第三者(調査員)が調査(確認)を行う。
- ・ 共通の情報を公正・公平に公表する。
- ・ 基本的にすべての介護サービス事業所が対象となる法律上の義務である。

介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigojoho-okinawa.jp/kaigosip/Top.do>

沖縄県介護サービス情報公表センター

<http://www.kohyo.okishakyo.or.jp/>

沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課ホームページ

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=81>